

第 3 部 新座市歯科口腔保健推進計画

第 1 章 総論

1 計画策定の趣旨

歯と口腔の健康を保つことは、おいしい食事や会話を楽しむことを可能にし、豊かな生活を送るための基本となります。また、歯と口腔の健康づくりは、むし歯や歯周病^{ししゅうびょう}の予防のみならず、糖尿病を始めとする様々な生活習慣病の予防、高齢者の介護予防など、全身の健康づくりにも重要な役割を果たします。

そのため、国では平成 23 年 8 月に「歯科口腔保健の推進に関する法律」を制定し、埼玉県でも、県民の生涯にわたる健康で質の高い生活の確保に寄与することを目的とした「埼玉県歯科口腔保健の推進に関する条例」（平成 23 年 10 月施行）を制定しています。

新座市においては、平成 17 年 3 月に策定いたしました新座市健康づくり行動計画「元気の出るいきいき新座 21 プラン」に基づいて、子どものむし歯予防の推進及び成人の歯周病予防の推進に取り組んでまいりました。

その後、平成 25 年 4 月には、国及び埼玉県等の動向を受け、本市でも、より市民の実情に密着した施策を展開し、更なる健康の保持及び増進を図るために、歯科を始めとする口腔の健康に関する「新座市歯科口腔保健の推進に関する条例」を制定しました。

本計画は、「第 2 次いきいき新座 21 プラン」策定（平成 27 年 3 月）に伴い、「新座市歯科口腔保健の推進に関する条例」第 9 条に基づき、市民の歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定されたものです。

2 計画の位置付け

本計画は、「歯科口腔保健の推進に関する法律」第 12 条第 1 項に規定する国が定める基本的事項及び第 13 条第 1 項の都道府県が定める基本的事項を勘案し、同法第 3 条第 2 項に基づく地方公共団体の責務として、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的に実施するために、基本的事項を定めたものです。

なお、健康増進法第 8 条第 2 項に基づく市町村健康増進計画である「第 2 次いきいき新座 21 プラン」の歯科保健分野に該当する個別計画となります。

3 計画の中間評価

計画の期間は、平成27年度から、令和6年度までの10年間であり、5年目の令和元年度に、目標の達成に向けた計画の適正な進行管理のため、中間評価を実施します。

4 計画の基本理念

《テーマ》

にっこり 笑える すてきな歯

《計画目標》

誰もがおいしく食べ いきいき話し 歯っぴーな生活を送る

- (1) 市民は歯科疾患予防に向けた取組を行い、歯科疾患の早期発見・早期治療を行う。
- (2) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期において、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進する。
- (3) 保健、医療、福祉、労働衛生及び教育その他の関連分野との連携を図り、総合的かつ計画的に歯科口腔保健を推進する。

ライフステージごとの目標

ライフステージ	目 標
妊娠期	歯周病予防
乳幼児期 【0～5 歳】	乳歯のむし歯予防 そしゃく 咀嚼習慣の育成
学齢期 【6～18 歳】 (小学校期、中学・高校期)	永久歯のむし歯予防 歯肉炎予防 咀嚼習慣の育成
成人期 【19～64 歳】 (青年期、壮年期)	永久歯のむし歯予防 歯周病予防 健康維持
高齢期 【65 歳以上】	口腔機能の維持

第2章 計画の内容

1 ライフステージごとの取組

(1) 妊娠期

妊娠期は、口腔衛生状態が悪化し、むし歯や歯周病になりやすくなります。女性ホルモンの増加により、歯周病菌が増加しやすい上に、妊娠中の免疫力が低下し、歯肉炎になりやすくなります。また、つわりの影響で、食生活が不規則になりがちです。

妊娠中の歯科保健に対する意識が乳幼児の口腔状態に大きな影響を及ぼすこと、歯周病（菌）により早産のリスクが高まること、胎生7週から歯の形成が始まることなどから、この時期は、妊婦自身や胎児のために歯科保健への意識を高めることが重要です。

◇課題

- ・ 妊娠関連歯肉炎・むし歯の予防
- ・ 母体及び胎児の発育のため、必要な栄養の摂取（食育）

① 目標と評価

項 目	計画策定時 (平成 25 年度)	中間評価時 (平成 30 年度)	令和 6 年度 目標値	評価
パパママ学級（歯科指導講座）の参加者数	85 人	65 人	100 人	△
妊産婦の成人歯科検診受診者数	7 人	15 人	増やす	◎

◎:計画策定時より改善 ○:計画策定時とほぼ同じ(±0.5%) △:計画策定時より悪化

② 取組

◇市民・地域等・行政の取組

市 民	・ 母子健康手帳を活用する。 ・ フッ化物入りの歯磨剤を使用する。 ・ 定期的な歯科健診と歯磨き指導を受ける。 ・ つわり時の洗口液やガムの活用 ・ 健康な口につながる飲食習慣の理解 ・ カルシウム不足を補い、バランスのよい食事を心掛ける。
地 域 等	・ 食後の歯磨きを推進 ・ 歯科受診しやすい環境をつくる。 ・ 母親のむし歯リスクの理解と改善
行 政	・ 歯科指導を受ける機会を設ける。 ・ 歯科健診を受ける機会を設ける。

◇行政が取り組む主な施策・事業

事業名	実施内容	担当課
パパママ学級	「妊娠中の歯の衛生」をテーマに歯科衛生士による講義及び指導	保健センター
成人歯科健診	妊産婦の歯科健診	

（２）乳幼児期

- ・ 哺乳することで、あごや口の正常な発達が促進される。
- ・ あごや口の成長に合わせて食べる機能を獲得する。
- ・ ３歳頃に乳歯が生え揃う。
- ・ 第一大臼歯（だいいちだいきゅうし６歳臼歯）が生え始める。

◇課題

- ・ 保護者による適切な歯科口腔衛生の管理
- ・ 育児に関わる人が、甘い食べ物や飲み物が歯に及ぼす影響等を理解し、発達にあわせた食育・生活習慣を実践

① 目標と評価

項 目		計画策定時 (平成 25 年度)	中間評価時 (平成 30 年度)	令和 6 年度 目標値	評価
1	1 歳 6 か月児のむし歯保有者率	1.6%	1.2%	1.5%	◎
2	2 歳児歯科健診の受診率	28.9%	24.5%	50%	△
3	3 歳児のむし歯保有者率	17.1%	12.7%	15%	◎
4	フッ化物塗布実施率 ※2 歳児・3 歳児・5 歳児合計 フッ化物塗布実施者数/参加者数	92.1%	90.2%	95%	△
5	親子歯科健診の受診率	23.5%	18.7%	50%	△

◎:計画策定時より改善 ○:計画策定時とほぼ同じ(±0.5%) △:計画策定時より悪化

② 現状

- むし歯保有率は、1 歳 6 か月児については横ばいで推移していましたが、平成 27 年以降は改善傾向にあります。3 歳児については年々減少していましたが、平成 28 年以降は横ばいで推移しています。(図 1)
- 3 歳児のむし歯のない児の割合については、県平均を上回って推移してきましたが、平成 29 年からは横ばいの伸びとなっています。(図 2)
- 親の仕上げみがきを実施していない割合が 1 歳 6 か月児では 5.6%と計画策定時より増加していますが、不規則に甘い飲み物・食べ物を与えている場合は計画策定時より減少しており、引き続き、正しい食生活への理解を高める取組が必要です。(表 1、表 2)
- 本市における親子歯科健診の受診率は 18.7%と計画策定時より低下しておりますが、現在、3～5 歳児のほとんどが幼稚園もしくは保育園等に通園しており、園で定期的に歯科健診を受診していることから、親子歯科健診の受診率が低下していると考えられます。(表 3)
- 2 歳児歯科健診、親子歯科健診の受診率の減少について、かかりつけ医の有無や定期的受診の有無等の現状を把握し、事業の見直しの検討が必要と考えます。

(保健センター調べ)

図1 新座市乳幼児歯科健診むし歯保有者率(%)

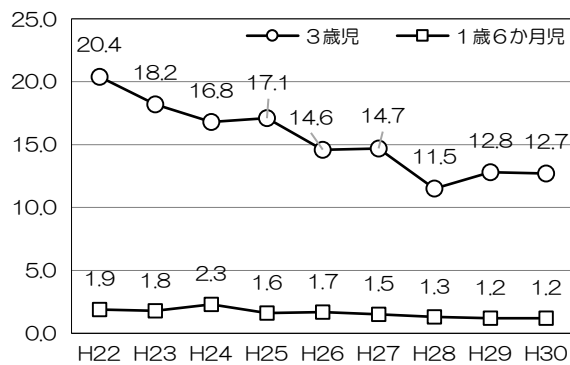
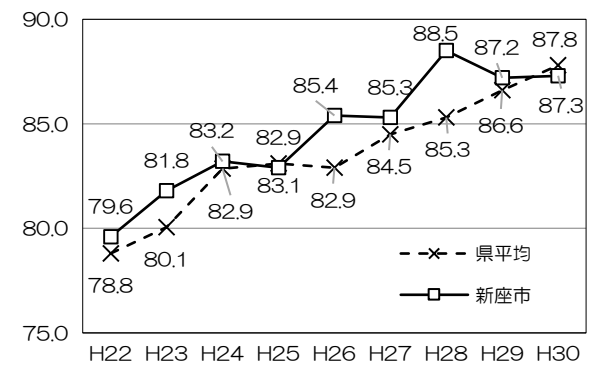


図2 3歳児むし歯のない児の割合(%)



出典: 埼玉県の子母子保健・3歳児健康診査

表1 親の仕上げみがきの実施

区 分			あり	なし	不明
1歳6か月児	計画策定時 (平成24・25年度合計)	(人)	2,655	111	13
		割合(%)	95.5	4.0	0.5
	中間評価時 (平成30年度)	(人)	1,150	69	5
		割合(%)	94.0	5.6	0.4
3歳児	計画策定時 (平成24・25年度合計)	(人)	2,825	47	2
		割合(%)	98.3	1.6	0.1
	中間評価時(☆) (平成30年度)	(人)	1,361	29	10
		割合(%)	97.2	2.1	0.7

(☆) 3歳児の平成30年度は、歯磨きがありかなしの割合

表2 甘い飲み物・食べ物の摂取

区 分		飲み物		食べ物		
		はい	いいえ 不規則	はい 規則的	はい 不規則	いいえ
1歳6か月児(%)	計画策定時(平成25年度)	40.5	59.5	10.5	11.9	77.6
	中間評価時(平成30年度)	35.1	64.9	6.9	8.6	84.5
3歳児(%)	計画策定時(平成25年度)	53.1	46.9	27.4	27.5	45.1
	中間評価時(平成30年度)	46.2	53.8	28.9	24.9	46.2

表3 フッ化物塗布実績

事業名		対象者 (人)	参加者 (人)	受診率 (%)	フッ化物塗布 実施者(人)	塗布率(%) 塗布実施者/参加者
1歳6か月児健康診査	計画策定時 (平成25年度)	1,411	1,362	96.5		
	中間評価時 (平成30年度)	1,272	1,223	96.1		
2歳児歯科健診(☆)	計画策定時 (平成25年度)	1,545	447	28.9	444	99.3
	中間評価時 (平成30年度)	1,438	352	24.5	347	98.6
3歳児健診	計画策定時 (平成25年度)	1,545	1,452	94.0	1,292	89.0
	中間評価時 (平成30年度)	1,456	1,396	95.9	1,216	87.1
親子歯科健診(5歳児)	計画策定時 (平成25年度)	1,518	356	23.5	341	95.8
	中間評価時 (平成30年度)	1,522	285	18.7	270	94.7

(☆) 2歳児歯科健診の対象者は、4月1日時点の人口を基に算出

③ 取組

◇市民・地域等・行政の取組

市 民 (保護者等)		○歯と口の健康を保つ ・ 子どもの歯と口の現状やむし歯のリスクについて情報収集 ・ 歯科保健指導を受け、歯科保健の知識を得て実践 ・ 発育の状態に合わせた食育の必要性を理解し、実践 ・ 毎日、大人が仕上げみがきをする。 ・ 年齢に合わせてデンタルフロスや歯間ブラシを使用する習慣をつける。 ・ 指しゃぶりなどの癖を理解する（幼児期）。 ○よい食生活の実践 ・ 砂糖の少ないおやつを選ぶ。 ・ 食事やおやつの間隔を空けて歯の再石灰化を促す。 ○歯科医療等業務従事者によるケアを受ける ・ フッ化物塗布を行う。 ・ かかりつけ医を持つ。
地 域 等	歯科医療等業務従事者	・ 定期的な受診を勧奨する。 ・ フッ化物塗布、シーラント※などの予防処置を促す。
	保健、医療、福祉 及び教育関係者	・ 定期的な受診を勧奨する。 ・ 歯科保健教育の場を設ける。 ・ 園での食後の歯磨きを実施する。 ・ 保護者に向けて情報提供をする。 ・ 発育に合わせた歯ごたえのある給食やおやつを提供する。
行 政		・ 歯科健診・歯科指導を継続して実施する。 ・ フッ化物塗布を継続して実施する。 ・ 歯科保健の面からの食育を勧める。 ・ 保育園での歯科健診・歯科指導の実施

◇行政が取り組む主な施策・事業

事業名	実施内容	担当課
乳幼児相談	毎月 1 回、体格測定・育児・栄養・歯科相談	保健センター
1 歳 6 か月児健診	健診・歯科健診・歯科指導	
2 歳児歯科健診	希望者に歯科健診・歯科指導・フッ化物塗布	
3 歳児健診	健診・歯科健診・歯科指導・フッ化物塗布	
親子歯科健診	対象：5 歳児 協力歯科医院にて、歯科健診・歯科指導・フッ化物塗布	
食育教室	対象：1 歳半～2 歳半ごろの幼児の保護者 歯科保健指導（口の機能と成長）	

※ 「シーラント」とは、奥歯の溝をフッ化物の入った充填材で埋めることで、むし歯を予防する方法です。

(3) 学齢期（小学校期、中学・高校期）

- ・ 乳歯から永久歯に生えかわり、15歳でほぼ永久歯が生え揃う。
- ・ 臼歯（奥歯）の生えかわりにより、一時的に咀嚼機能が低下する。
- ・ 身体の成長・発達により、年齢が上がるごとに歯の外傷が増える。

◇課題

《小学校期》

- ・ 歯肉炎の予防
- ・ あごの発育
- ・ 永久歯のむし歯予防
- ・ 食後の歯・口の清掃の習慣化

《中学校期・高校期》

- ・ 正しい歯磨き習慣の実践
- ・ 歯周病の原因と予防方法の理解・実践

《共通》

- ・ 歯・口の外傷予防の必要性や対処方法の理解

① 目標と評価

項 目		計画策定時 (平成25年度)	中間評価時 (平成30年度)	令和6年度 目標値	評価
1	6歳児（小学校1年生）のむし歯のない児の割合	52.5%	94.9%	60%	◎
2	12歳児（中学1年生）のむし歯のない児の割合	65.9%	73.3%	70%	◎

◎:計画策定時より改善 ○:計画策定時とほぼ同じ(±0.5%) △:計画策定時より悪化

② 現状

- 6歳児（小学校1年生）のむし歯のない児の割合は、94.9%と計画策定時より大幅に改善されました。（表4）
- 12歳児（中学1年生）のむし歯のない児の割合は73.3%と計画策定時より改善されました。（表5）
- 12歳児について、国では、令和4年度までにDMF指数※1.0未満の都道府県を28都道府県から47都道府県に増やすことを目標としています。新座市では計画策定時に1.0未満となっていました、中間評価時では0.46とさらに改善されています。（表6）
（学校歯科保健状況調査）

表4 6歳児（小学校1年生）のむし歯のない児の割合

区 分	計画策定時 (平成25年度)	中間評価時 (平成30年度)
受検者数(人)	1,474	1,231
むし歯のない児(人)	774	1,168
割合(%)	52.5	94.9

※ 「DMF 歯数」とは、一人当たりのむし歯り患状況を示す指数です。（数値が小さいほど状態が良い。）

表5 12歳児(中学1年生)のむし歯のない児の割合(%)

区 分	計画策定時		中間評価時 (平成 30 年度)
	平成 24 年度	平成 25 年度	
全校	60.0	65.9	73.3

表6 12歳児(中学1年生)の一人平均 DMF 歯数(本)

区 分	計画策定時		中間評価時 (平成 30 年度)
	平成 24 年度	平成 25 年度	
全校	0.98	0.90	0.46

③ 取組

◇市民・地域等・行政の取組

市 民		《小学校期》 ○あごを鍛える - 成長に合わせて噛みごたえのある食事をとる。 - 口を閉じてよく噛んで食べる。 - 一口に30回以上噛むことを心掛ける。 《中学校期・高校期》 ○飲酒喫煙の歯科口腔衛生への影響を理解する - 良い生活習慣を身につける。 《共通》 ○歯と口の衛生状態を保つ - フッ化物配合歯磨剤・洗口液の使用 - 正しいブラッシングを身につける。 - 定期的な歯科健診の実践 ○子どものQOL（生活の質）を高める習慣育成 - 歯・口のけがを防ぐ。 - けがをした時に応急処置ができる（保護者を含む）。
地 域 等	歯科医療等業務従事者	- 定期的な受診を勧奨する。 - 適切な歯科指導を行う。
	保健、医療、福祉 及び教育関係者	- 歯科衛生教育 - 飲酒喫煙の影響 - 食育の推進
行 政		- 歯科健診・歯科指導を継続して実施する。 - 噛みごたえのある給食を提供する。 - 歯科口腔衛生への意識を高めるための啓発活動 - 口腔保健向上のための環境整備

◇行政が取り組む主な施策・事業

実施内容	担当課
学校保健安全法に基づく、歯科健診及び歯科指導の実施	学務課・教育支援課 ・市内小中学校
歯と口の健康週間に合わせ、各市内小中学校において、様々な事業を実施 (例：むし歯予防等の標語づくり、むし歯予防劇、よい歯の表彰、歯磨き カレンダー、かむかむ給食等)	教育支援課 市内小中学校

(4) 成人期（青年期、壮年期）・高齢期

《成人期》

成人期は定期的な歯科検診を実施する機会が少ないことや、学校や仕事、家庭や育児が忙しい等で生活習慣の乱れが生じることから、個人の歯科保健に対する取組がおろそかになりやすい時期です。特に、歯周病は、40歳では8割以上の方がかかっているといわれていることから、この時期の歯周疾患対策は重要です。

《高齢期》

65歳以上になると、口腔機能が低下し、誤嚥による事故が増加します。口腔機能は食べる以外にも、話す、表情、呼吸等の多くの機能を有しています。加齢による口腔機能の低下、薬の合併症等により、ドライマウス^{※1}や誤嚥性肺炎^{※2}の割合も増えてきます。

特に、後期高齢者は、口腔機能の低下から、食事が摂りにくくなり、低栄養になる等全身の健康に影響を及ぼします。

◇課題

- ・歯周病予防の実践
- ・定期的に歯科検診を受ける。
- ・規則正しい生活を送る。

① 目標と評価

項目	計画策定時 (平成25年度)	中間評価時 (平成30年度)	令和6年度 目標値	評価
1 6525 達成者の割合	70.4%	62.3%	80%	△
2 成人歯科健診の受診者数	306 人	333 人	400 人	◎
3 歯科医院の受診率（アンケート）	70.6%	70.2%	85%	○
4 8020 運動の周知度（アンケート）	41.2%	41.4%	70%	○
5 歯間部清掃用具の使用率（アンケート）	71.8%	77.6%	85%	◎

◎:計画策定時より改善 ○:計画策定時とほぼ同じ(±0.5%) △:計画策定時より悪化

② 現状

- 60歳代で25本以上自分の歯を有する方の割合は成人歯科検診の結果62.3%であり、計画策定時を下回っています。(図3)
- 健康づくりに関するアンケート調査の結果、20歳以上で歯科検診や治療を全く受けていない方は27.4%と計画策定時とほぼ同じ水準でした。しかし、健診や治療を受けている人の中で、定期的に受けている人の割合は21.9%から32.9%と伸びている。(図4)
- 歯科検診や治療を受けていない理由として、4割半ばの方が「自覚症状がなく必要性を感じていないから」と回答しました。(図5)

(新座市成人歯科検診結果及び健康づくりに関するアンケート調査)

※1 「ドライマウス（口腔乾燥症）」とは、唾液の分泌量の低下により、口腔内が乾燥する病気です。

※2 「誤嚥性肺炎」^{ごえんせい}とは、口腔内の汚れが誤って気管に入ること、引き起こされる肺炎です。

図3 6525達成割合(新座市成人歯科検診結果)

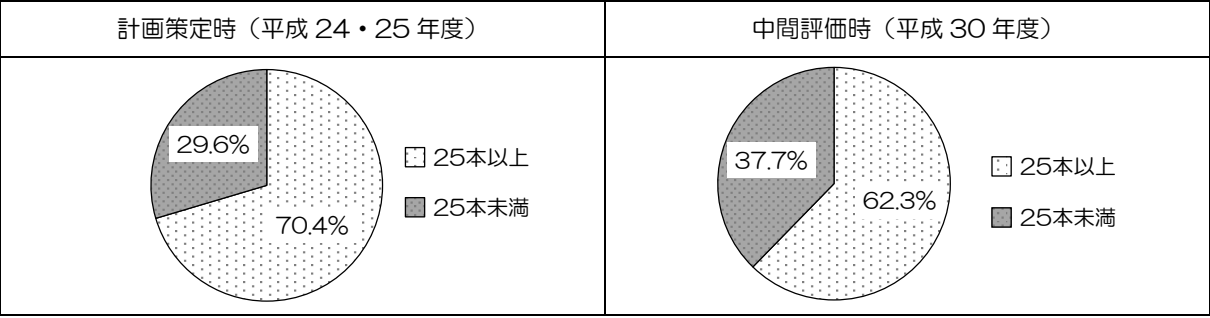


図4 定期健診の受診について(健康づくりに関するアンケート調査)

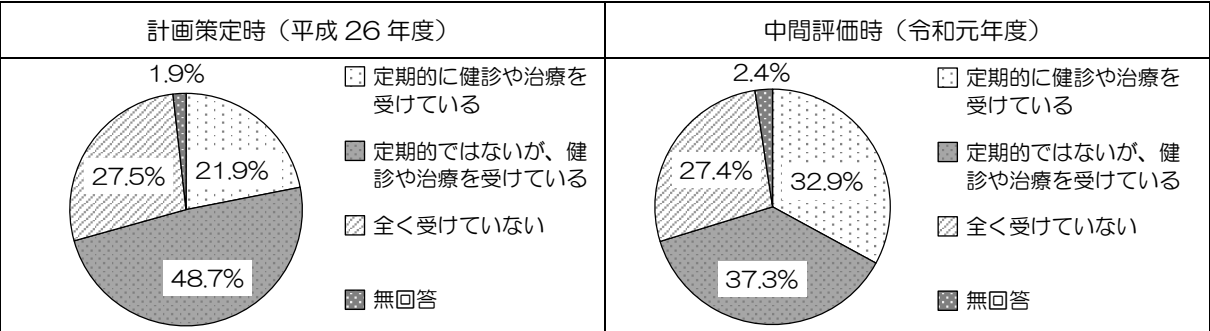


図5 歯科検診や治療を受けていない理由(健康づくりに関するアンケート調査)

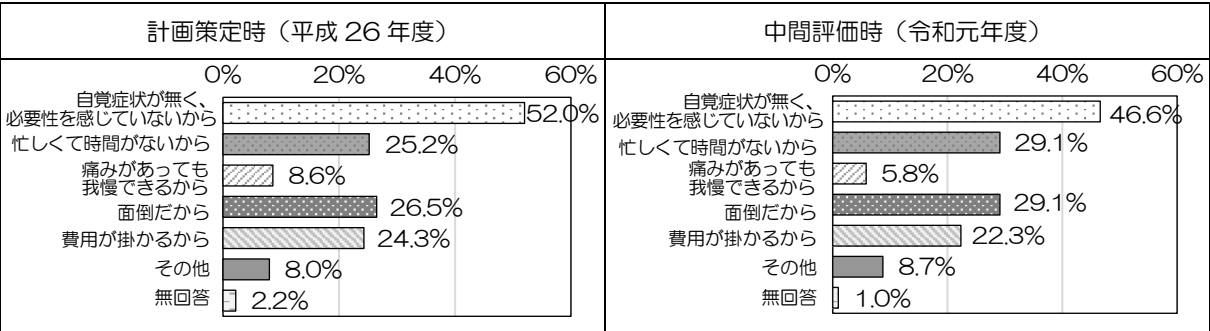


図6 8020 運動周知度(健康づくりに関するアンケート調査)

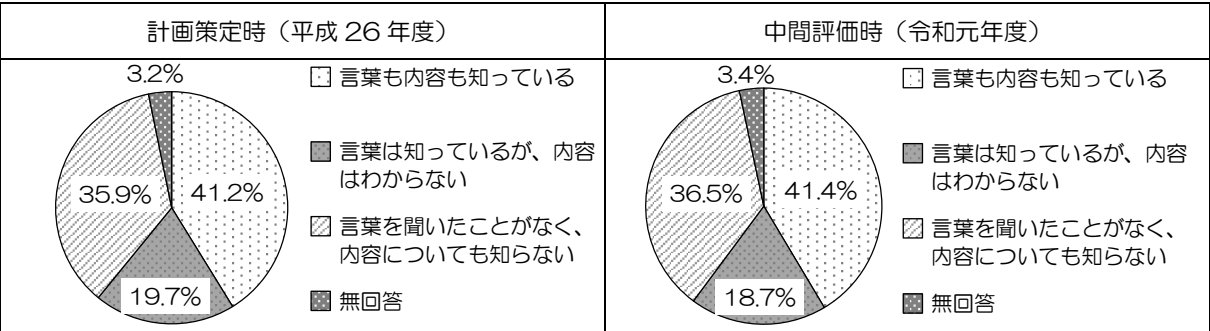
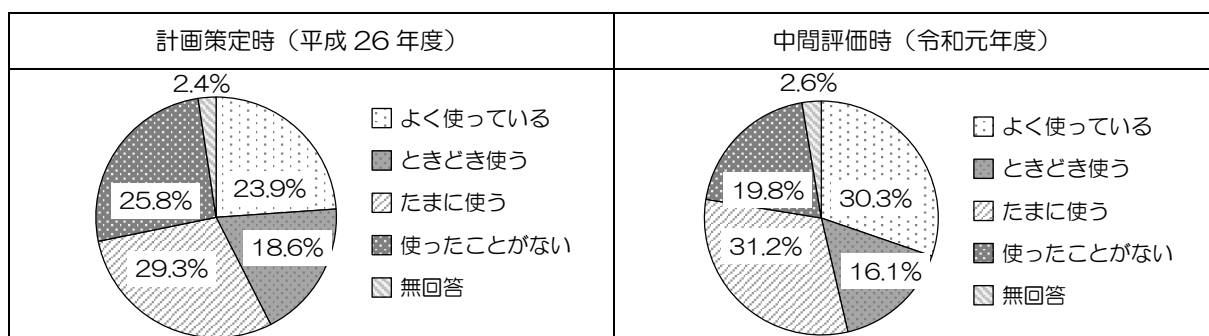


図7 歯間部清掃用具の使用状況(健康づくりに関するアンケート調査)



③ 取組

◇市民・地域等・行政の取組

市 民		《成人期》 ・ ストレスの少ない生活を心掛け、規則正しい生活を送る。 ・ 歯周疾患、生活習慣病との関連を理解し、禁煙する。 《高齢期》 ・ 十分な量の食事を摂取する（必要な栄養素の摂取）。 ・ 今ある歯を維持する。 ・ よく噛み、よく話し、口や舌の体操をして口腔の筋肉を維持する。 ・ 義歯の手入れを行い、清潔が保持できる。 《共通》 ○歯と口の衛生状態を保つ ・ フッ化物配合歯磨剤・洗口液の使用 ・ 正しいブラッシング方法等を身につける。 ・ 定期的な歯科健診の実践
地 域 等	歯科医療等業務従事者	・ 定期的な受診を勧奨する。 ・ 適切な歯科指導（歯間部・義歯の清掃）を行う。
	保健、医療、福祉及び教育関係者	・ 食後の歯磨きを推進する。 ・ 歯科受診しやすい環境をつくる。
行 政		《成人期》 ・ 成人歯科健診を継続する。 ・ 必要時、個別指導を行う。 《高齢期》 ・ 介護予防事業を推進する。 ・ 口腔機能の維持・向上について、普及・啓発を行う。

◇行政が取り組む主な施策・事業

事業名	実施内容	担当課
・ 成人歯科検診	歯科医師による検診、歯科衛生士によるブラッシング指導	保健センター
・ 健康まつり（歯科コーナー）	歯科医師による歯科相談コーナーを開設	
・ 6525 表彰	健康まつりの歯科コーナーで、65 歳以上で 25 本以上自身の歯がある方を表彰	
・ 特定保健指導	特定保健指導対象者への歯科講演、歯口清掃の指導	国保年金課
・ にいざ元気アップ広場	保健師等による口腔機能向上を目指し、口腔体操等を実施	介護保険課
・ 8020 よい歯コンクール	80 歳以上で 20 本以上自身の歯がある方を 朝霞地区歯科医師会にて表彰	朝霞地区歯科医師会（保健センター）

2 分野別施策の取組

(1) 障がいのある人、介護を必要とする人等

障がいごとに特有の問題、成長発育、加齢に伴い新たな機能障がいを生じることがあります。

要介護者はADL（日常生活動作）や認知機能の低下により、セルフケアが不十分になります。また、市内障がい者施設において、朝霞地区歯科医師会による歯科健診が行われています。

なお、在宅で生活している身体の不自由な方は、新座地区在宅歯科医療支援窓口及び朝霞地区在宅歯科医療推進窓口地域拠点において、訪問診療の相談を受け付けています。

【訪問歯科診療問合せ先】

新座地区在宅歯科医療支援窓口

TEL:080-2252-8020

朝霞地区在宅歯科医療推進窓口地域拠点

TEL:080-2334-8020

① 取組

◇市民・地域等・行政の取組

市 民 (本人及び介護者)		- 家族やサービス担当者の支援を受けながら自身の口腔ケアを実践する。 - 家族又は介護者は、本人の状況に合わせ、毎日、口腔ケアを行う。 - かかりつけ医を決める。また、かかりつけ医が決まらない場合は、朝霞地区歯科医師会窓口や埼玉県障害者歯科相談医に相談する。
地 域 等	歯 科 医 療 等 業 務 従 事 者	訪問歯科診療など、歯科受診をしやすい体制づくりを推進する。
	福祉及び教育関係者	- 介護職員が正しい口腔ケアの方法や重要性を理解する。 - 定期的な受診を勧奨する。
	事業者	- 定期検診を勧奨する。 - 食後の歯磨きを推奨する。
行 政		- 児童発達支援施設の歯科健診、フッ化物塗布の継続 - 障がい者、要介護者の口腔ケアの実態、受診状況を把握し、課題を明確にする。 - 知識の普及・啓発を行う。

◇行政が取り組む主な施策・事業

事業名	実施内容	担当課
・歯科健診（児童発達支援施設）	歯科健診、フッ化物塗布	児童発達支援センター

(2) 休日歯科応急診療所

休日における市民の歯の応急診療を確保するために、朝霞地区歯科医師会の協力により、救急医療の一環として昭和55年3月から新座市救急歯科応急診療所を開設し、運営しています。

新座市休日歯科応急診療所（新座市保健センター内）

〔診療日〕 祝日（元旦を除く）及び12月30日・31日・1月3日

〔診療時間〕9:00～12:00（受付 11:30まで）

住所：新座市道場2-14-4 TEL:048-481-2211

①取組

◇市民・地域等・行政の取組

市 民		- 定期受診し、症状がある時は早めに受診をする。 - 休日歯科応急診療所の適正な利用を心掛ける。
地 域 等	歯科医療等業務従事者	市と連携・協力し、休日歯科診療所の運営を支援する。
行 政		朝霞地区歯科医師会と連携・協力し、休日歯科応急診療所を運営する。

(3) 生活習慣から見た歯科保健

歯周病は、細菌により引き起こされる感染症ですが、日々の生活習慣が歯周病になる危険性を高めることから、生活習慣病でもあります。歯周病に罹患^{りかん}することで、様々な疾患を発症・悪化させる原因となります。また、歯周疾患を引き起こす因子の一つとされる喫煙は、口腔がんなどの原因とされています。喫煙は、成人のみならず受動喫煙により、全ての世代へ影響を及ぼします。

メタボリックシンドロームの要件である、肥満・高血糖・高血圧の全てに深く関連しているのが食生活であり、バランスの取れた適切な食事を摂るためには、歯の健康にかかせません。

◇課題

- 歯周病予防から、全身疾患を予防
- 受動喫煙の防止と禁煙
- 食育の推進

① 現状

- 喫煙習慣があると回答した方は18.3%であり、計画策定時を下回っています。(図8)
- 食生活で心掛けていることがあると回答した方は75.4%であり、計画策定時を下回っています。(図9)
- 口腔と全身の健康の関係について詳しく知っているとは26.4%であり、計画策定時を上回っています。(図10)

(健康づくりに関するアンケート調査)

図8 喫煙習慣の有無(健康づくりに関するアンケート調査)

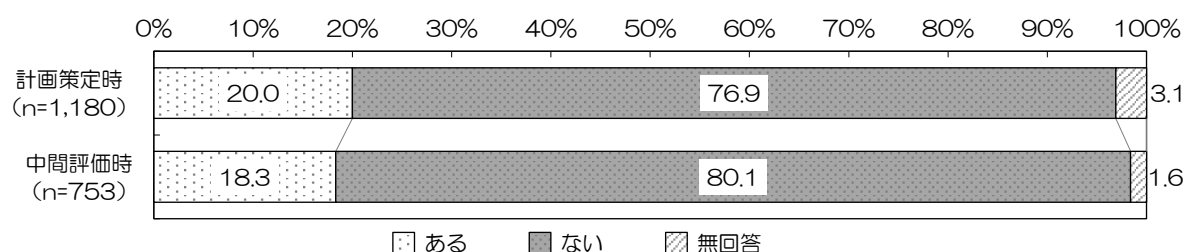


図9 普段の食生活で心がけていることの有無(健康づくりに関するアンケート調査)

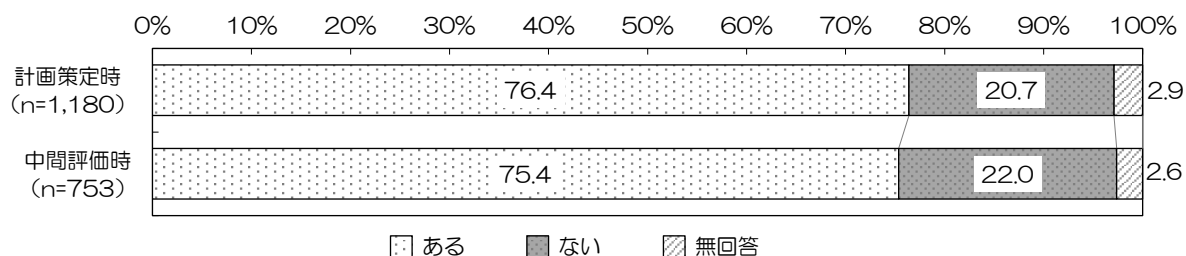
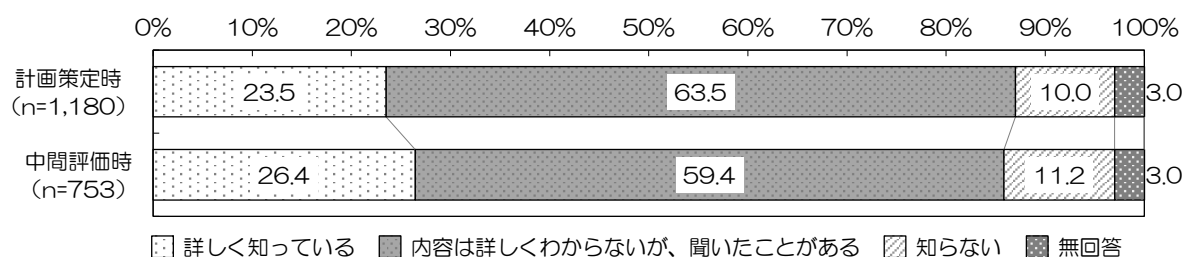


図10 口腔と全身の健康の関係についての認知度(健康づくりに関するアンケート調査)



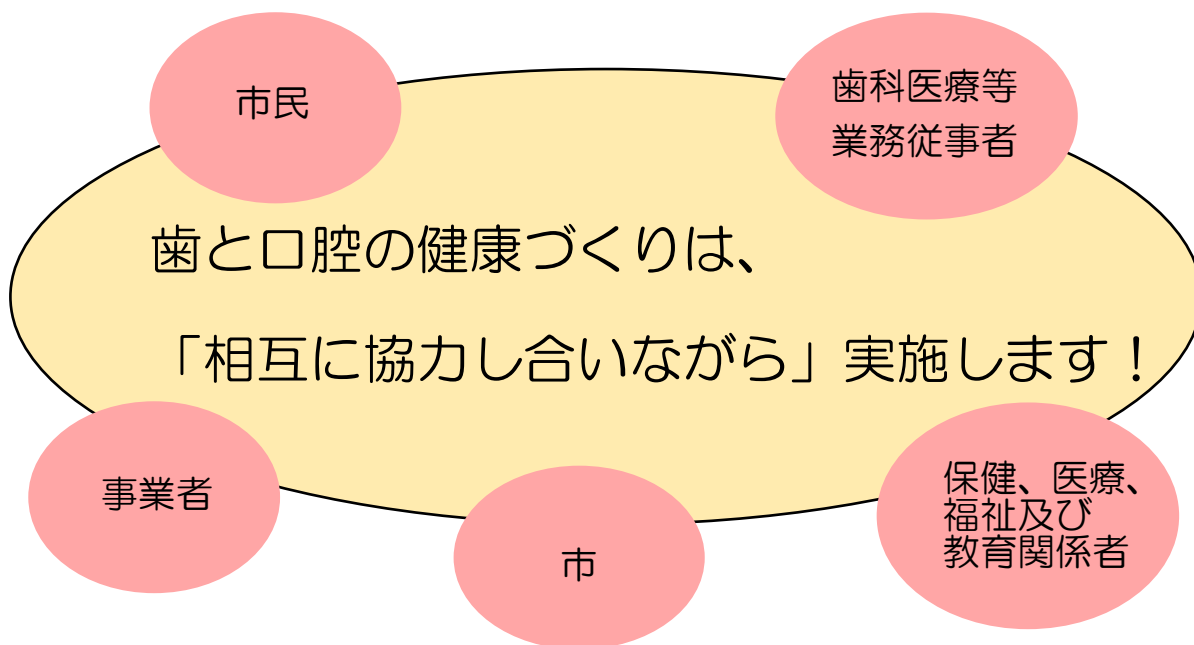
② 取組

◇市民・地域等・行政の取組

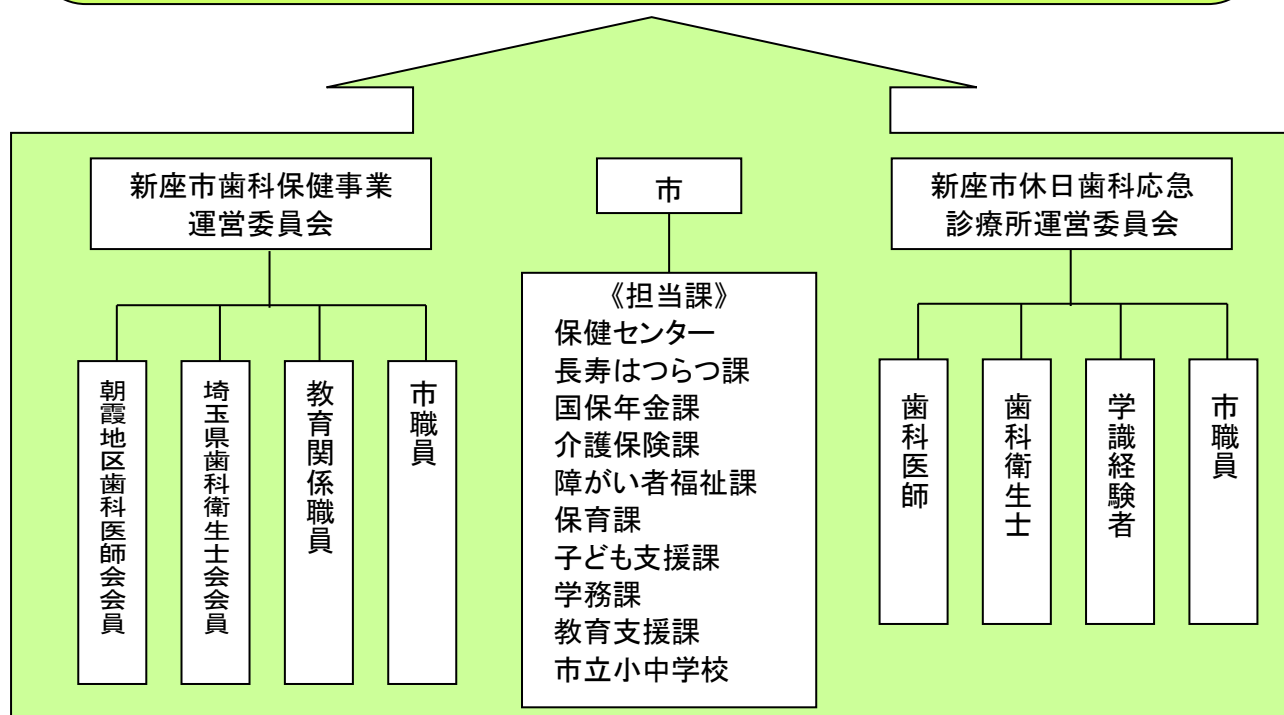
市 民		○生活習慣病予防 ・ 適正体重を維持する。 ・ 良い生活習慣（バランスの良い食事・運動・休養等）を身につける。 ・ 年１回、健康診査を受診する。 ○禁煙 ・ 禁煙外来、歯科の定期受診を行う。 ○歯と口の衛生状態を保つ ・ フッ化物配合歯磨剤・洗口液の使用 ・ 正しいブラッシング方法等を身につける。 ・ 定期的な歯科健診の実践
地 域 等	歯科医療業務従事者	○禁煙 ・ 歯科保健指導を通じて、禁煙の動機付けを支援する。
	事業者	・ 職場内で禁煙を推奨する。 ・ 生活習慣病の予防のため、休憩時間には体操等を行う。 ・ 医療機関と連携し、定期健診を行う。 ・ 健康診査の周知、受診勧奨を行う。
行 政		○生活習慣病 ・ 健康診査結果をいかし、継続的な健康管理ができるように支援し、特定保健指導対象者への歯科講演、歯口清掃を指導する。 ○禁煙 ・ 公共の場の受動喫煙の防止 ・ 健康相談・健康教育等のイベントにおいて情報提供を行う。

第3章 計画の推進体制

1 計画の推進体制



- ・ 乳幼児期から高齢期のそれぞれの時期に応じた歯と口腔の健康づくり
- ・ 6525運動及び8020運動の推進
- ・ 障がい者や介護を必要とする者への適切な歯と口腔の健康づくり
- ・ 歯科口腔保健の観点からの食育、生活習慣病予防等
- ・ 科学的根拠に基づく歯と口腔の健康づくり
- ・ 歯科口腔保健に関する情報収集及び普及・啓発



第4章 関連資料

1 新座市歯科口腔保健の推進に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）に基づき本市が行う歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持（以下「歯科口腔保健」という。）の推進に関し、基本理念を定め、市、歯科医療等業務従事者（歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は歯科保健指導に係る業務に従事する者をいう。第4条において同じ。）並びに保健、医療、福祉及び教育の関係者、市民並びに事業者の責務を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の生涯にわたる健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- (1) 市民が生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。
- (2) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。
- (3) 保健、医療、福祉、労働衛生、教育その他の関連分野における施策との連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的かつ計画的に歯科口腔保健を推進すること。

（市の責務）

第3条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（歯科医療等業務従事者の責務）

第4条 歯科医療等業務従事者は、基本理念にのっとり、相互に連携を図りながら、市が実施する歯科口腔保健の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（保健、医療、福祉及び教育関係者の責務）

第5条 保健、医療、福祉及び教育の関係者は、基本理念にのっとり、それぞれの業務において市民の歯科口腔保健を推進するとともに、相互に連携を図りながら、市が実施する歯科口腔保健の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（市民の責務）

第6条 市民は、基本理念にのっとり、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科に係る検診（健康診査及び健康診断を含む。次条において同じ。）を受け、必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、歯科口腔保健に努めなければならない。

（事業者の責務）

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、雇用する従業員の歯科に係る検診及び保健指導の機会の確保その他の歯科口腔保健に関する取組の支援に努めなければならない。

（基本的施策）

第8条 市は、歯科口腔保健を推進するため、次に掲げる基本的な施策を計画的に実施するものとする。

- (1) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における歯科口腔保健の推進に必要な施策
- (2) 6525運動（65歳で自らの歯を25本以上保つことを目的とした歯科口腔保健に関する取組をいう。）及び8020運動（80歳で自らの歯20本以上保つことを目的とした歯科口腔保健に関する取組をいう。）の推進に必要な施策
- (3) 障がい者、介護を必要とする者等に対する適切な歯科口腔保健の推進に必要な施策
- (4) 歯科口腔保健の観点からの食育並びに糖尿病、脳卒中、がんその他の生活習慣病対策及び喫煙による影響対策の推進に必要な施策
- (5) 科学的根拠に基づく総合的な歯科口腔保健の推進に必要な施策
- (6) 歯科口腔保健に関する情報の収集及び普及啓発に必要な施策
- (7) 前各号に掲げるもののほか、歯科口腔保健の推進に必要な施策

（基本計画）

第9条 市長は、市民の生涯にわたる歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯科口腔保健の推進に関する基本的な計画を策定するものとする。

（国及び他の地方公共団体との連携）

第10条 市は、歯科口腔保健の推進に当たっては、国及び他の地方公共団体と連携を図るものとする。

（委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、歯科口腔保健の推進に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

